

取組の明細（総括表）

沼田町農業再生

協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成	23,114,000	1/2以内	11,557,000	
2	3	沼田町農業再生協議会として執行する事務費	2,000	10/10	2,000	
合計			23,116,000	-	11,559,000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

取組間での調整は行わない。

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

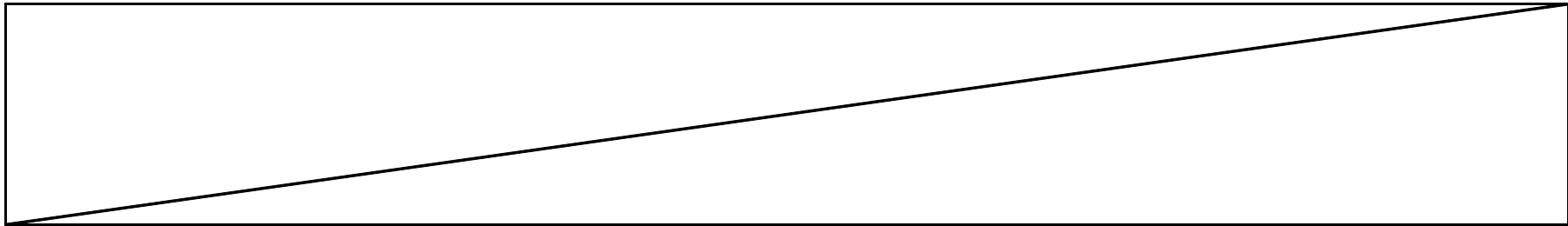
優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

本町農業の生産力と競争力また、担い手不足による労働力を補うため、農作業受委託を行う農業者等の活動を推進し、低コストで高収益な産地体制の確立を促進させ、農作業の集約化や農地の集積にも努める。

本町においては、水稲以外の主力作物として作付されている、小麦・大豆・そばなどの畑作物における農作業受委託組織等の育成強化に資する取組に対し助成を行うことにより、本町全体の農業生産に係るコストが低減することはもとより、地域全体の作業の効率化と農作業の集約化や農地の集積が図られ、本町の攻めの農業を展開することができる。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について



注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細（個票）

協議会名	沼田町農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	11,557,000円				
対象作物	小麦、大豆、そば				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、且つ、組織及び運営についての規約の定めがある者とし、事業実施及び会計手続きを適正に行う大成を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト1割低減に向けた次の取組を支援する。 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う（リース物件本体価格の1/2以内） ○助成対象機械…トラクター、真空プランタ、グレンドリル、パワーハロー、ロータリー、コンバイン等				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低い者となっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性と共に、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○機械本体の型番、格納場所などが分かる写真撮影等により実施。 ○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払済みの場合）など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

①共同利用組織

②目標年度における生産コスト削減率

③目標年度における機械作業の集約面積

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を〇%から〇%に減、事業量を〇割減など)を行ったか記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	沼田町農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	3
取組名称	沼田町農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	2,000円				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額	2,000円	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業の助成金の支払に必要な事務費				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○履行の確認 【確認書類】 内部決裁書類、通帳等				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。